

参考資料

要 旨 (事 例 集)

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

【既往の都道府県の生息調査では十分ではなく、新たな生息調査の実施が必要となっている例】

山形県では、鳥獣保護法第7条第1項に基づく特定計画(ニホンザル保護管理計画)の策定に当たり、平成19年6月に、県の単独事業で、野生鳥獣保護管理推進調査等を実施し、個体群ごとの群れ総数や分布状況等の把握により、生息数を6個体群(100群れ前後)、3,000頭と推定しているが、それ以降、詳細な調査をするための予算措置ができないなどとして、モニタリング調査による群れごとの遊動域や加害レベル等の詳細な調査を実施していない。(注)

このため、関係する市町村では、群れごとの遊動域、加害レベル等に応じた有効な対策を講ずるためのデータが十分得られない状況となっている。

一方、隣県では、30群、1,700頭の群れごとの詳細な調査及び特定計画策定後の経年的なモニタリング調査を実施し、他の地域に被害地域を拡大する追い散らしを招かないよう効果的な対策が実施されている。

なお、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金における生息調査等の推進事業は、関係市町村で構成する被害防止対策協議会を事業実施主体としており、都道府県が実施主体となることができないものとなっている。

(注) 当省の調査実施後の平成24年3月に、第2期特定計画の作成のため、ニホンザルの遊動域の変化、群れの分化等についての調査が行われている。

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

報告書
61
ページ

【平成14年以降生息調査が全く実施されておらず、生息状況に基づいた被害防止対策ができない例】

事例
2

青森県内にニホンザルの4個体群があり、そのうち1群は青森県により詳細な生息調査が実施され、特定計画が作成されている。

しかし、これ以外の3個体群については、特定計画が作成されておらず、このうちの1個体群については、平成14年以降県による生息調査が全く実施されていないため、生息状況のデータに基づく被害防止対策等ができず、個別の有害捕獲や追い払い等が、結果として群れの分化、小群化を招き、被害地域を拡大する結果となっている。

報告書
61
ページ

【地区ごとの詳細な生息状況が示されておらず、被害防止計画作成に活用できない例】

事例
3

愛知県は、平成17年度以降、アンケート等による聞き取り調査による生息状況調査を毎年継続的に実施しているが、当該調査は、市が被害防止対策の対象とする鳥獣の生息域や行動範囲を踏まえた地区ごとの詳細な状況が示されていないため（例：県内のイノシシの生息数が1,500頭から6,000頭と幅広）、調査結果が市町村の被害防止計画作成に有効に活用されていない。

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

【被害が過大に算定される可能性がある例】

被害調査要領では、市町村は被害の取りまとめに当たり、農業共済対象作物については農業共済組合への照会に努めることとされており、また、被害数値に齟齬があった場合は農業共済組合の数値を優先することとされている。

しかし、広島県内の調査対象市町村等の被害算出方法をみると、

- ① 共済の対象となる作付面積の3割以上に被害があった場合は、実際の被害にかかわらず、一律に作付面積の全て(10割)を「被害面積」として算出
- ② 作付面積の3割未満の被害については、作付面積全体の平均的被害割合が約6割であるとして、独自に、①の3割以上の「被害面積」の6割と推定して算出することとしており、多くの場合に被害が過大に算定される方法により行われているものがある。

事例
4

表 農業共済組合の被害算定により過大となり得る例（試算）

	作付面積 (a)	被害率 (b) (仮定)		実被害面積 (a × b)	調査対象市の 算出結果
1	20アール	10割	3割以上	20アール	40アール (20アール×1.0×2)
2	20アール	10割		20アール	
3	20アール	2割	3割未満	4アール	24アール (40アール×0.6)
4	20アール	2割		4アール	
5	20アール	2割		4アール	
計	100アール	—		52アール	64アール

(注) 上記試算は、農家が、20アールの畑を5区画(筆)耕作している場合を仮定した。

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

【被害区分が困難であるとして報告された数値を、単純に二等分して国に報告している例】

被害調査要領では、鳥類の被害について、種類別に区分した報告をすることとされている。しかし沖縄県では、調査対象町から、カラスとヒヨドリの被害区分が困難であるとして、区分のない実績の報告を受けているが、国には、それを単純に二等分した数値を被害状況として報告している。

このことにより、沖縄県と調査対象町との間で被害実績の把握結果が異なるだけでなく、調査対象町における被害防止計画の評価に用いる被害の実績と、新たな被害防止計画の作成に用いる被害実績が異なるなど、補足的な調査を実施する等の対処が行われないまま、適切でない取扱いが行われている。

事例 5

表 調査対象町におけるカラス、ヒヨドリによる被害状況 (単位：ha、t、円)

鳥獣種類名	農作物名	被害面積	被害量	被害金額
カラス、ヒヨドリ	果樹（ミカン類、スイカ、メロン）	35.10	52.07	1,0852,620



表 調査対象町の被害状況に係る県から国への報告 (単位：ha、t、円)

カラス			ヒヨドリ		
被害面積	被害量	被害金額	被害面積	被害量	被害金額
17.550	26.035	5,426,310	17.550	26.035	5,426,310

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

【複数の調査手法を用いた被害申告内容の検証が行われていない例】

事例
6

農林水産省は、被害防止基本指針に基づき、都道府県及び市町村に対し、よりの確な被害把握を求めており、被害調査要領では、農業共済組合への照会、現場確認、農家・農協・猟友会等からの聞き取り等複数の調査方法により把握するよう求めているが、調査対象20市町村（水産被害及び森林被害を除く。また、獣種により異なる調査方法を行っている場合は重複計上。）の調査方法をみると、「農家へのアンケート」等単一の手法のみにより算定しているものが11市町村と、複数の確認方法による被害申告内容の検証が行われていないものが多い。

表 調査対象市町村における被害調査方法

調査方法	1種類	2種類	3種類	4種類	計
市町村数	11	6	2	1	20

【被害防止計画と特定計画との整合性が図られていない例】

① 愛知県では、被害防止計画と特定計画(注1)の整合性を図るため、特定計画の実施計画(注2)を市町村が作成し、その整合性を取るよう指示している。

しかし、平成23年度の捕獲計画数をみると、市町村が作成した実施計画の捕獲計画数の県内合計が、特定計画の県内捕獲目標数を上回っており、特にイノシシとニホンジカについては約2倍の差となっている。これは、特定計画の作成(おおむね5年ごとに作成)以降、捕獲目標数の変更を行わない一方、市町村ごとに毎年度作成される実施計画において捕獲目標数を見直すこととされていることから、市町村内で被害防止計画と実施計画の整合性は確保されているものの、県の特定計画との間でずれが生じる結果となっているものである。

(注) 1 「特定計画」とは、鳥獣保護法第7条に基づき、都道府県知事が、当該区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合に定めることができる、当該鳥獣(特定鳥獣)の保護のための管理に関する計画(特定鳥獣保護管理計画)のことである。

2 実施計画は、特定計画の目標を効果的・効率的に達成するために市町村が作成するもので、その捕獲計画は、被害防止計画の捕獲計画と整合を取ることでとされている。

② ニホンザルの一群当たりの行動域は、数平方キロから数10平方キロ、特に広い場合は100平方キロにもなる場合があるとされている。山形県内の市町村が特定計画に基づき作成した実施計画をみると、県内5市町において、特段の調整が行われないうまま、同じ遊動域を持つ群れについて、それぞれに捕獲計画に計上しており、それに基づいて、被害防止計画の目標数が設定されているため、特定計画と被害防止計画とが整合していない。

なお、同県では、毎年度、関係市町村の実施計画を取りまとめ、県全体の実施計画を作成することとしているが、関係13市町のうち2町が実施計画を作成していないことから県全体の実施計画を作成していない。

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

【被害防止計画の捕獲計画数の設定が妥当性を欠いている例】

① 愛知県内の調査対象市では、鳥獣の生息数も分からない中で具体的な根拠に基づく目標値を設定することは困難なため、大まかに被害を半減させる目標とし、イノシシについては特に被害が大きいことから3分の1にする目標を設定している。

同市の平成20年度から22年度までの捕獲実績（イノシシ）をみると、いずれも捕獲計画数を上回っており、22年度においては捕獲計画の2.5倍の捕獲実績をあげているが、被害は増加していることから、当該捕獲計画は被害軽減を図る上で過少な設定となっていると考えられる。

表 捕獲計画数と捕獲実績

	平成20年度	21年度	22年度
捕獲計画数（頭）	649（100）	649（100）	895（100）
捕獲実績（頭）	799（123）	956（147）	2,223（248）
被害金額（千円）	33,967	51,307	94,866

② 沖縄県内の調査対象町では、カラスの捕獲計画数を、先行して被害防止計画を作成していた隣接村の捕獲計画数を参考に、同町の面積が同村よりも広いことから、より多くの捕獲数が見込めるとして、各年度とも同村の1.5倍の捕獲計画数を設定している。

しかし、捕獲実績は各年度とも計画を達成しておらず（平成22年度の捕獲計画数1,000羽に対して、捕獲実績707羽）、それにもかかわらず、23年度からの新たな被害防止計画では、捕獲計画数を2,000羽と設定しており、過去の捕獲実績を反映していない過大な目標になっている。

なお、隣接村では、過去の捕獲実績（22年度1,343羽）のほか、捕獲従事者数、購入可能弾数、命中率等を踏まえ、被害防止計画における捕獲計画数（23年度1,500羽）を設定している。

「鳥獣被害防止対策の効果的な実施」に係る事例

報告書
71
ページ

【被害防止計画を作成するために整合性を取りやすい特定計画の例(推奨事例)】

事例
9

○ 県が特定計画で定めた捕獲目標数を市町村に振り分けている事例

長野県では、ニホンジカについては、特定計画において、地域個体群別に、年間の捕獲計画、計画最終年度の目標個体数を示し、さらに、市町村に配布する「保護管理計画の進め方」の中で、各市町村別の捕獲目標を、生息地面積の割合（生息密度）に基づき県全体の捕獲目標を振り分けることにより、計画の実効性を高めるとともに、県と市町村が整合性のある捕獲を進めることとしている。

報告書
72~73
ページ

【改善計画の作成が未実施な例】

事例
10

交付金要綱において、市町村の被害防止計画の被害軽減目標達成率が7割未満の場合は、改善計画を作成することとされている。

調査対象22市町村のうち、既に被害防止計画期間が終了し、事業評価が行われている13市町村等についてみると、9市町等（69.2%）は何らかの対象鳥獣において目標未達成で、改善計画の作成が必要なものとなっているが、当省の調査時点（平成23年11月末）で改善計画の作成指導が行われていないものもみられ、該当する市町村等で改善計画を作成しているものはない。

【捕獲許可権限を委譲されている市における許可申請・審査が不適切な例】

事例 11

- ① 鳥獣の捕獲許可権限を都道府県から委譲されている市町村においては、市町村長が許可申請者であり、かつ許可権限者である場合がある。
愛知県内の調査対象市は、鳥獣の捕獲許可権限を県から委譲されており、市長が捕獲許可申請者であり、かつ捕獲許可権者となっている。同市における平成18年度から22年度までの捕獲許可数と捕獲実績をみると、実績が許可数を上回っている年度があるが、改めて市長から許可申請が行われず、捕獲が行われている例がある。〔イノシシ及びニホンジカ〕
- ② 滋賀県の特定計画では、群れの個体数を大きく減少させるおそれのない範囲で捕獲することとされ、個体数の年増加率から、年間の有害捕獲の上限を生息数の10%と定めているが、権限が委譲されている調査対象市では、有害鳥獣捕獲の許可上限を上回る頭数を捕獲している例がある。〔ニホンザル〕

【申請者の狩猟免許に係る確認ができず、不適格者に捕獲許可を与えるおそれがある例】

環境省が「鳥獣捕獲許可等取扱要領」（平成19年3月23日付け環境省自然環境局長通知）で定めている捕獲許可申請の申請書の様式のうち、「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿」には、狩猟免許に係る記載欄が欠落している。このため、調査対象とした近畿地方環境事務所における3件(延べ25人)の申請について、狩猟免許を保持していない又は既に狩猟免許が失効しているにもかかわらず捕獲許可を与えるおそれがあった。